監委公告第　１　号
令和２年１月２０日

熊本市監査委員　　三　島　良　之

熊本市監査委員　　村　上　　博

熊本市監査委員　　池　田　泰　紀

熊本市監査委員　　髙　島　剛　一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第１９９条第１２項の規定により公表する。

目　　次

監査委員監査の結果に係る措置

○一般・特別会計定期監査

平成 30 年度　　財務　・・・

（関係条文）

・地方自治法第 199 条第 12 項

監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

財政局　税務部　税制課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜支出の切り分け（分割発注）について＞ 平成 30 年度(2018 年度)の「熊本市歳入金預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」の印刷製本について、7 月 13 日に 2 件分の納品があり、それぞれ 150 冊が 98,820 円で納品されていた。また、契約政策課への物品購入依頼を経て 8 月 20 日に納品された 600 冊の額は 166,665 円であり、単価で比較すると物品購入依頼を行ったほうが 経費節減となっていた。 いずれも各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の発注や納品が行われており、故意に契約が細分化され、予算が消化されたものと判断した事案である。物品の購入に当たっては、使用予定及び在庫状況等を確認し年間を通じた購入計画を立て、契約政策課に物品購入依頼をして入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な事務の執行となるように改められたい。	システムの更改などで帳票を新たに印刷発注する際は、仕様書の作成段階と納品された帳票の校正段階のそれぞれで複数の職員によるチェック体制を構築した。また、帳票ごとの使用簿を作成することでより計画的な在庫管理を行い、発注する際は、余裕のある納品期間を設定し、契約政策課への物品購入依頼を行うことで、経済性の確保に努めることとした。 さらに、税務部においては、各課がそれぞれで物品の購入を行い、税制課が全課分の予算執行を行っているため、今後は各課の庶務担当者が予算の執行状況を適切に把握できるよう、部内で共有している予算管理簿を常に最新のものに更新するよう徹底する。また、部内会議等の機会を捉えて、計画的な事務の執行に努めるよう度々意識の共有を図る。	平成 31 年（2019 年）4 月 1 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

市民局　市民生活部　生活安全課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜支出の切り分け（分割発注）について＞ 各区の交通指導員に貸与する被服及び装備品について、平成 29 年度(2017 年度)の年度末に反射ベストが 3 月 29 日に 27 枚・計 46,656 円（中央区・東区・西区・南区分)、3 月 30 日に 16 枚・計 27,648 円（北区分)、平成 30 年度(2018 年度)においては 8 月 3 日に雨衣が 22 着・計 95,040 円、8 月 10 日に雨衣 18 着及び警笛 40 個・計 90,720 円がそれぞれ購入されていた。 いずれも各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の発注や納品が行われており、故意に契約が細分化され、予算が消化されたものと判断した事案である。物品の購入に当たっては、使用予定及び在庫状況等を確認し年間を通じた購入計画を立て、契約政策課に物品購入依頼をして入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な事務の執行となるように改められたい。	平成 31 年度（2019 年度）は、交通指導員に貸与する被服及び装備品の購入計画を作成し、同計画に基づき契約政策課に物品購入依頼を行い、業者決定して装備品納品済。 今後とも、分割発注の違法性を周知しながら適正な事務の執行を図っていく。	令和元年（2019 年）10 月 11 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

東区役所　区民部　総務企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜支出の切り分け（分割発注）について＞ ハンド型ミニメガホンについて、平成 29 年度(2017 年度)の年度末に事務用品と一緒に同一事業者から同時期に複数回に渡って次のように購入されていた。 見積日　金額 ①3 月 27 日　45,230 円（6 台） ②3 月 27 日　48,956 円（6 台） ③3 月 28 日　44,982 円（5 台） ④3 月 29 日　43,524 円（5 台） ⑤3 月 30 日　49,766 円（6 台） ⑥3 月 30 日　37,692 円（5 台） ⑦3 月 30 日　49,161 円（5 台） ※（）内は購入台数 いずれも各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の発注や納品が行われており、故意に契約が細分化され、予算が消化されたものと判断した事案である。物品の購入に当たっては、使用予定及び在庫状況等を確認し年間を通じた購入計画を立て、契約政策課に物品購入依頼をして入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な事務の執行となるように改められたい。	平成 31 年度（2019 年度）から物品の購入を行う際には物品購入伺を作成し、課長の決裁を受けた上で発注を行うよう事務手続きを改善した。 今後、物品の購入に当たっては、使用予定及び在庫状況等を確認し年間を通じた購入計画を立て、契約政策課に物品購入依頼をして入札又は見積合せを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な事務の執行に努める。 また、予算執行状況に応じて年度末に必要な物品の購入等を行う際には、担当課で入札等を実施するなど、適切な事務手続により予算の執行を行う。	平成 31 年（2019 年）4 月 1 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

消防局　総務部　管理課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜支出の切り分け（分割発注）について＞ 平成 29 年度(2017 年度)の年度末において、同時期に次のように物品が購入されていた。 【公印】(異なる事業者から購入) 見積日　　金額 ①3 月 20 日　49,140 円（消防長印）（新調伺：2 月 23 日） ②3 月 20 日　49,950 円（出納員印）（新調伺：3 月 8 日） 【リサイクルトナー】(同一事業者から購入) ①3 月 26 日　49,939 円 ②3 月 27 日　49,572 円 ③3 月 28 日　49,572 円 いずれも各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の発注や納品が行われており、故意に契約が細分化され、予算が消化されたものと判断した事案である。物品の購入に当たっては、使用予定及び在庫状況等を確認し年間を通じた購入計画を立て、契約政策課に物品購入依頼をして入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な事務の執行となるように改められたい。	各所属長へ適正な事務処理に努め、契約規則の順守を徹底するよう周知・徹底を行った。また、消防各署・各課の予算担当者による研修会を実施した。 【公印】 物品発注当時は契約政策課への物品購入依頼が必要であり、購入するためには余裕を持った期間が必要であった。 今後は文書事務の手続期間及び物品発注書類の作成期間も含めて、余裕を持った購入計画を立て、調達ができるよう見直し、改善する。 【リサイクルトナー】 今後は定期的に必要品目、数量及び時期を把握し、年間購入計画を立て、経済的・効率的な調達ができるよう見直し、改善する。	平成 31 年（2019 年）4 月 5 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

健康福祉局　子ども未来部　子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜電気料金の徴収漏れについて＞ 平成 29 年度(2017 年度)子ども文化会館売店使用料のうち自動販売機の電気料金において、算出方法については、九州電力の電気料金シミュレーションを用い使用者から電気料金を徴収しているが、その料金のうち「再エネ賦課金」の徴収が行われていなかった。 自動販売機の電気料金算定については、行政財産の使用許可の事務を所管していた管財課長から九州電力の電気料金シミュレーションに基づき算定するよう通知が発出されているので、正しい算定方法に基づき徴収するよう改められたい。 また、再計算を行い不足が生じたものについては、使用者に丁寧な説明を行い、適切に処理されたい。	算定に当たっては、九州電力の電気シミュレーションを使用し算定するよう改め、平成 29 年（2017 年）2 月からの「再エネ賦課金」の未請求分については、相手方と協議し、分納にて徴収することとした。	平成 31 年（2019 年）2 月 14 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

政策局　秘書広聴部　秘書課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜旅費の日当の支給誤りについて＞ 旅費の日当は、昼食の提供を受けるときは減額調整が必要となるが、担当課が調整に必要な情報を旅行計画書に記載していなかったため減額調整がなされていなかった。 また、熊本市職員等の旅費計算等業務の受託事業者（以下「受託事業者」という。）が旅費計算内訳書を作成する際に、誤って下位の旅費区分を適用し日当を少なく計算していたにもかかわらず、担当課もこれに気付かないまま旅費が支給されていた。 受託事業者が正確に旅費を計算できるよう、会議の開催通知等を十分に確認し、旅費の調整が必要となる情報は、旅行計画書に漏れなく記載されたい。 加えて、旅費計算内訳書の内容は、担当課の責任において確認し正確な旅費の支給を行われたい。 また、過不足となった日当については、適切に対応されたい。	新たに旅費担当主査を設けた。 開催通知等を十分に確認し、受託事業者が旅費算定を正確に行えるように旅行計画書を記載するとともに、支給の際も通知文と相違ないか確認のうえ、処理を行うこととした。 また、受託事業者から作成された内訳書は必ず担当者において確認し、重ねて旅費規程と相違ないか複数の職員で確認し支給することとした。 今後は、旅費担当主査を中心として、旅費規程の改正等にも留意しながら、関係書類を精査し適正な支給処理に努める。	平成 31 年（2019 年）4 月 1 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

市民局　人権推進総室

指摘事項等	措置内容	措置日
＜予定価格が容易に推測できる仕様書の記載について＞ 多文化共生事業委託において、仕様書の「9　委託契約の条件」に「金額　490,000 円を上限とする。」と記載されており、この金額は予定価格と同額であった。 予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合に、契約金額を決定するための基準としてあらかじめ作成する価格であり、熊本市契約事務取扱規則第 8 条ただし書に該当するものを除いて厳重に秘密を保持しなければならないとされている。このことを認識し、今後このような取扱いは厳に慎まれたい。	予定価格についての認識を改め、左記のような取扱いは厳に慎むとともに、今後、契約事務の執行については、熊本市契約事務取扱規則、マニュアルなどに基づき、チェックシートによるチェック体制を強化していくこととした。	平成 31 年（2019 年）4 月 24 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

環境局　資源循環部　北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
＜業務委託契約の未締結について＞ 北部クリーンセンター排水汚泥槽清掃業務契約（契約期間：平成 30 年〔2018 年〕4 月 1 日から平成 31 年〔2019 年〕3 月 31 日まで）において、実施伺及び契約締結伺等の一連の契約事務手続は行われていたが、平成 30 年(2018 年)12 月 27 日の監査時点でも契約書が作成されておらず、契約が締結されていなかった。 地方自治法第 234 条第 5 項で、普通地方公共団体が契約書を作成する場合においては、普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、その契約は確定しないと規定されている。 今回の件は、契約書（案）は契約締結伺に添付されているものの記名押印された契約書は作成されておらず、契約が未確定の状況で委託業務が実施されており、不適正な業務執行と言わざるを得ない。 関係法令等を遵守され、相手方と早急に契約書を取り交わされたい。	平成 30 年（2018 年）12 月 28 日に、監査指摘を受け、直ちに相手方と契約書を取り交わし、契約を締結した。 平成 31 年度（2019 年度）の契約については、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日に契約書を交わし、業務委託契約を締結し、年 6 回払いの支払いを徹底することとした。 また、「実施伺」から「支払い」までの過程をチェックリスト化し、所長を含めた 2 名以上が確認作業を行うとともに、チェックリストを局の共有フォルダに格納し、3 クリーンセンター及び部主管課である廃棄物計画課がいつでも執行状況を確認できるようにし、チェック体制を強化した。 今後、担当者が契約事務を行うとき並びに決裁ルート確認者が事務チェックを行うときには、常時「契約事務マニュアル」、「会計事務の手引き」等に照らし合わせ、適正な契約事務の執行に努める。	平成 30 年（2018 年）12 月 28 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

経済観光局　産業部　競輪事務所

指摘事項等	措置内容	措置日
＜補助金交付確定事務の未執行について＞ 平成 29 年度(2017 年度)一般社団法人日本競輪選手会熊本支部選手強化費補助金において、補助金交付確定事務が行われていなかった。また、実績報告書は平成 30 年(2018 年)6 月 15 日に提出されていた。 補助金の交付確定は、補助事業完了後に提出された実績報告書が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを審査し、補助金の交付額を確定させる事務であり、概算払を行った場合は、審査の結果次第で補助金を減額し返還させることもあり得るものである。また、支出負担行為をしたものは、同一年度内に履行確認を行わなければ、その当該会計年度の所属区分とならないものである。 補助事業が完了した後は、速やかに補助事業者に実績報告書を提出させるとともに交付確定事務を確実に行われたい。	平成 31 年（2019 年）1 月 18 日に補助金等交付確定を行った。 今後、同様の事業については、必ず年度末までに対象団体から実績報告書を提出させ、確定交付を行い、また、団体の都合により年度末に決算額の確定ができない場合は、決算見込等による実績報告の書類を提出させ交付の確定を行うこととした。 事務処理内容と処理日を担当者から所属長まで確認できるようチェックシート（補助金交付事務確認票）を作成、更に、朝礼時に業務の進捗や当日業務を管理するスケジュール表にも締切日等を記載し進捗管理を行うこととした。	平成 31 年（2019 年）1 月 18 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

経済観光局　文化・スポーツ交流部　スポーツ振興課

指摘事項等	
＜行政財産使用料の算定誤りについて＞ 平成 30 年(2018 年)5 月 26 日から 27 日の 2 日間、行政財産である熊本市総合屋内プールにおいて飲食販売の仮設工作物の目的外使用許可がなされ、使用料 1,191 円が徴収されていたが、次のような誤りが見受けられた。 ①　使用料の額は、熊本市行政財産使用条例（以下「条例」という。）より前年度の固定資産税評価額により使用料を算定することになっているが、前年度（平成 29 年度〔2017 年度〕）の固定資産税評価額ではなく、前々年度（平成 28 年度〔2016 年度〕）の固定資産税評価額が採用されていた。 ②　使用料の算定に当たっては「使用期間が 1 年に満たないものについては、月割りにより計算する。」、「使用期間に、1 月未満の端数があるときは、その端数については日割りにより計算する。」となっており、使用期間が 2 日間のため日割り計算が行われているが、5 月は日数31 日の月であるにもかかわらず月額使用料を30 日で除して日割り額を計算されていた。 ③　条例により「使用面積に、1 平方メートル未満の端数があるときは、これを 1 平方メートルとして計算する。」となっており、使用面積 20.8 平方メートルについて、21 平方メートルとして使用料が計算されていたが、関係書類を確認したところ、正しい使用面積は 10.4 平方メートルであったため、11 平方メートルとして使用料を計算すべきであった。 以上のことから、徴収された使用料 1,191 円は、正しくは 592 円となり、599 円過大徴収となっていた。 なお、同課の平成 30 年度(2018 年度)の行政財産使用料を精査したところ、同様の誤りが多く見受けられた。 特に日割り計算においては、当該月の日数にかかわりなく、すべて 30 日で除されていたため、多くの事案において誤った使用料となっていた。 行政財産使用料の徴収に当たっては、条例に則り正しく算定されたい。 また、再計算を行い過不足が生じたものについては、使用者に丁寧な説明を行い、適切に処理されたい。	
措置内容	措置日
日割り計算誤りを防止するため、算定フォーマットにおいて該当月の日数確認を行うよう改修したほか、関係条例をはじめ業務内容の再確認を行うとともに、複数人によるチェック体制を徹底した。 また、過去 5 年分の申請書を調査し、行政財産使用料の過不足があった該当者に対して謝罪・説明をするとともに、還付及び追徴の手続を行った。	平成 31 年（2019 年）3 月 29 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

経済観光局　熊本城総合事務所

指摘事項等	措置内容	措置日
＜都市公園使用料の算定誤りについて＞ 平成30年(2018年)4月1日から31年(2019年)3月31日まで熊本城公園内にガス管埋設 158.5 メートルの占用の許可がなされ、使用料 77,910 円が徴収されていた。 この使用料の算定に当たっては、従前は使用料算定の基礎となる長さについて 1 メートル未満の端数は 1 メートルとして計算していたものが、平成 30 年(2018 年)4 月 1 日施行の熊本市都市公園条例の一部改正により、0.01 メートル未満の端数は切り捨てて計算することになったにもかかわらず、長さ 158.5 メートルについて 159 メートルとし、使用料（1 メートル 1 年につき 490 円）を乗じ 77,910 円を徴収していたものである。 このことから、正しくは、158.5 メートルに使用料 490 円を乗じた額 77,665 円となるが、附則の経過措置の適用により 76,320 円となり、1,590 円の過大徴収となっていた。 なお、同様に、基礎となる使用面積の端数処理の誤りにより、都市公園使用料の過大徴収が本件のほかに 2 件見受けられた。 都市公園使用料の徴収に当たっては、条例に則り正しく算定されたい。 また、過大徴収分については、使用者に丁寧な説明を行い、適切に処理されたい。	条例改正時の職員への改正内容の周知、内部研修を徹底するとともに、算定方法及び算定結果について決裁時のチェック体制を整え、再発防止を図った。 都市公園使用料の過大徴収があった使用者に対して謝罪・説明をするとともに、還付手続を行った。	平成 31 年（2019 年）3 月 28 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

北区役所　区民部　総務企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜予定価格を超過した契約締結について＞ 北区役所資源物等収集運搬業務委託（単価契約）において、一月当たりの排出量を提示し、4 者から見積書が徴取されていたが、4 者とも予定価格を上回った金額の提示であったにもかかわらず、4 者のうち最も安価な金額を提示した者と契約が締結されていた。 予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合に、契約金額を決定するための基準としてあらかじめ作成する価格であり、契約を行うに当たっては、契約の申し込みをした者から提示された金額がその範囲内でなければ契約の締結をすることができないものである。このことから、本件の場合においては、見積書で提示された金額が 4 者とも予定価格内に収まっていなかったため、再度、見積書の徴取を行うなどの対応をとるべきであった。 今後は、予定価格の重要性を認識し、契約事務に当たっては十分な確認を行われたい。	契約金額を決定するための基準である予定価格の重要性を認識し、平成 31 年度（2019 年度）の契約を行う際は、予定価格算定の参考となる見積書を見積合せを行う前に予め徴取し、直近の情勢を反映させた上で予定価格を算定し、その範囲内で適正に契約締結を行った。	平成 31 年(2019 年)3 月 27 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局　　教職員課

指摘事項等	
［指摘事項１］支出の切り分け（分割発注）について ・平成 29 年度(2017 年度)の年度末にそれぞれ同一事業者から同時期に複数回に渡って次のように物品が購入されていた。 【リサイクルトナー等】 見積日　物品　金額 ① 3 月 13 日　トナー　48,600 円 ② 3 月 13 日　ドラム、回収ボトル　48,556 円 ③ 3 月 14 日　トナー、ドラム、回収ボトル　49,777 円 ④ 3 月 14 日　ドラム、回収ボトル　49,734 円 ⑤ 3 月 15 日　トナー、ドラム　48,816 円 【ドッチファイル等】 ① 3 月 30 日　デスクマット等（ドッチファイル含む）　48,033 円 ② 3 月 30 日　ドッチファイル等　48,195 円 【事務椅子】（規格は同一） ① 3 月 1 日　事務椅子 2 脚　39,960 円 ② 3 月 1 日　事務椅子 1 脚　19,980 円 ③ 3 月 12 日　事務椅子 2 脚　39,960 円 ④ 3 月 12 日　事務椅子 2 脚　39,960 円 ⑤ 3 月 12 日　事務椅子 2 脚　39,960 円 いずれも各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の発注や納品が行われており、故意に契約が細分化され、予算が消化されたものと判断した事案である。物品の購入に当たっては、使用予定及び在庫状況等を確認し年間を通じた購入計画を立て、契約政策課に物品購入依頼をして入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な事務の執行となるように改められたい。	
措置内容	措置日
支出の切り分け（分割発注）を今後二度と生じさせないため、需用費の予算差し引き簿を起案者が起案書類に添付し、主査から課長までの決裁ライン者で分割発注を防止するとともに、計画的な執行であるか等について確認できるよう改善を行った。 また、人事異動により担当者が替わった場合にも対応できるよう、毎年度、契約事務研修会や会計事務研修会を受講させ、分割発注の違法性の周知を図っていくこととした。	平成 31 年（2019 年）2 月 18 日

指摘事項等	措置内容	措置日
［指摘事項１１］災害共済給付金の支払及び学校施設使用許可の手続等の不備について ○災害共済給付金の支払事務及び交通系ＩＣカードの管理において、次のような事項が見受けられた。 ・見学旅行直前にＩＣカードの残高不足に気づいたため、チャージ代の資金前渡手続が間に合わず、職員が代金を立て替えてチャージを行っていた。 支出の方法として、立替払は法令上認められていないことから、立替えを行うことは適正ではない。また、公務における振込手数料を担当職員が負担することも適正ではない。さらに、領収書については支払を証明する証拠書類となるものであることから、その取扱いについては相応の注意が必要である。これらの多くは前年度の監査において指導をした事項であり、本年度も教育委員会事務局より報告されたような改善が十分に図られているとは言い難い状況である。このことからも、教職員課及び健康教育課は、小中学校における事務処理のさらなる適正化が図られるよう、指導を徹底されたい。	公金の立替払いは認められないこと、ＩＣカードを使用する学校行事の情報共有を行い残高不足が発生しないようにすることについて、学校予算説明会（平成 31 年（2019 年）4 月 26 日）、学校予算通知（令和元年（2019 年）5 月 10 日）及び学校職員研修会（令和元年（2019 年）7 月 24 日）で周知徹底を行った。 次年度以降についても、公金の立替払いは認められないことを研修等で周知を行うこととした。	平成31年(2019年）4 月 26 日 令和元年（2019年）5 月 10 日 令和元年（2019年）7 月 24 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局　　必由館高等学校

指摘事項等	措置内容	措置日
［指摘事項２］電気料金の徴収漏れについて 行政財産の使用許可を受け自動販売機を設置している使用者から電気料金を徴収している部署において、次のような事項が見受けられた。 ・必由館高校の自動販売機（全 4 箇所）の電気料の算出方法については、九州電力の電気料金シミュレーションに基づいておらず、別途算出式を用いた額で使用者から電気料金を徴収しており、その料金のうち「再エネ賦課金」の徴収が行われていなかった。 自動販売機の電気料金算定については、行政財産の使用許可の事務を所管していた 管財課長から九州電力の電気料金シミュレーションに基づき算定するよう通知が発出 されているので、正しい算定方法に基づき徴収するよう改められたい。また、再計算を行い不足が生じたものについては、使用者に丁寧な説明を行い、適切に処理されたい。	平成 31 年（2019 年）4 月分請求より、九州電力の電気料金シミュレーションに基づき算定した電気料金を使用者へ請求している。 不足が生じた過去２年間（平成 29 年（2017 年）4 月から平成 31 年（2019 年）3 月）分の「再エネ賦課金」について、使用者に対し丁寧な説明を行い、令和元年（2019 年）5 月 31 日までに徴収を完了した。	平成 31 年（2019 年）4 月 1 日 令和元年（2019 年）5 月 31 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局　　教育政策課

指摘事項等	
［指摘事項１１］災害共済給付金の支払及び学校施設使用許可の手続等の不備について 〇学校施設の使用許可の手続において、次のような事項が見受けられた。 ・申請者へ交付すべき熊本市立学校施設使用許可書が、学校内で保管されていた。 ・熊本市立学校施設使用許可申請書において、日付、学校名等の項目の記載が漏れていた。 ・熊本市立学校施設使用料減免申請書において、申請者氏名の欄の押印がなかった。 ・学校施設使用料減免承認伺において、規定金額、減免金額、決定金額、チェック欄の記載がなかった。また、規定金額や決定金額を誤っているものや、誤りを訂正した際の訂正印の押印が漏れていた。 ・使用料の減免では行事等の内容により、施設使用料を減免しても照明使用料は減免しない場合があるが、根拠が不明のまま照明使用料を減免していた。 ・熊本市立学校施設使用許可伺において、学校長までの決裁がないまま使用を許可していた。 ・使用目的により学校長が専決できない場合は、学校長の意見のもと教育政策課長が使用許可を決定するとされているが、この決裁を経ずに許可し学校施設を使用させていた。 学校施設使用許可における事務手続については「熊本市立学校施設使用許可マニュアル」が整備され具体的な事務の流れが示されているにもかかわらず、それを実務担当者が活用しているとは言い難い状況が見られた。教育政策課は、担当者へマニュアルの周知を徹底し、学校施設使用許可における事務手続が適正に行われるよう指導されたい。	
措置内容	措置日
本件は、「熊本市立学校施設使用許可マニュアル」に基づき適正に事務手続を行っていれば防ぐことのできた事案と考えており、全学校の実務担当者及び管理職員に対して、次の措置を講じた。 ①　学校事務職員研修会にて、定期監査指摘事項について具体的に周知するとともに、「熊本市立学校施設使用許可マニュアル」に基づく適正な事務手続を行うよう指導した。 ②　第 2 回校長園長会において、指導連絡事項として学校施設使用許可に関する手続について説明を行った。 監査指摘事項についても、説明するとともに、使用許可を決定する専決者としての注意を促すとともに、マニュアルに基づく適正な事務手続について指導した。 ③ 学校事務職員研修会にて、学校施設使用許可も含め学校における監査指摘事項について、説明を行うとともに、適正な事務執行の徹底について指導した。	①　平成 31 年（2019 年）4 月 26 日 ②　令和元年（2019 年）7 月 9 日 ③　令和元年（2019 年）7 月 24 日

<table>
<tr><td colspan="2">指摘事項等</td></tr>
<tr><td colspan="2">［指摘事項１２］学校施設使用許可及び使用料減免に関する書類の未作成について：桜井小学校

学校施設を使用しようとする者は、熊本市立学校施設使用条例第 3 条（以下「条例」という。）により、教育委員会に許可の申請をしなければならず、教育委員会は「学校教育に支障がなく、かつ、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認めるときは、施設の使用を許可することができる」こととなっている。「桜井小学校運動場使用予定（9 月）」及び「桜井小学校体育館使用予定（9 月）」を確認したところ、ほとんどの使用に関して条例施行規則第 4 条に基づく熊本市立学校施設使用許可申請書(様式第 1 号)が提出されておらず、熊本市立学校施設使用許可書(様式第 2 号)も交付されていなかった。なお、条例第 5 条第 3 項による減免のための条例施行規則第 8 条に基づく熊本市立学校施設使用料減免申請書(様式第 3 号)も提出されておらず、使用料の減免の決定もなされていなかった。また、提出されていた条例施行規則第 8 条に基づく熊本市立学校施設使用料減免申請書(様式第 3 号)について監査を行ったが、熊本市立学校施設使用料減免承認伺のそのすべてにおいて、規定金額、減免金額、決定金額の記載がなかった。

学校施設を使用させる場合には、条例施行規則第 4 条に基づく熊本市立学校施設使用許可申請書(様式第 1 号)を提出させ、適正に処理されたい。また、学校施設使用料の減免に当たっては、条例施行規則第 8 条に基づく熊本市立学校施設使用料減免申請書(様式第 3 号)を提出させ、使用団体の性格を精査し、減免規定を厳正に適用し、規定金額、減免金額、決定金額を正しく記載し、減免の決定をされたい。</td></tr>
<tr><td>措置内容</td><td>措置日</td></tr>
<tr><td>［指摘事項１１］と同様に、上記①～③措置を講じた。加えて、桜井小学校には次の措置も講じた。

④　学校を訪問し、教頭及び事務担当者へ学校施設使用許可の手続きについてヒアリングを実施した。
　併せて、マニュアルに基づく適正な事務手続について直接指導を行った。</td><td>（①　平成 31 年（2019 年）4 月 26 日）
（②　令和元年（2019 年）7 月 9 日）
（③　令和元年（2019 年）7 月 24 日）

④　令和元年（2019 年）6 月 6 日</td></tr>
</table>

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局　　健康教育課

指摘事項等	
［指摘事項１０］災害共済給付金の支払額の誤りについて：東部中学校、東町小学校 児童生徒が学校の管理下において負傷等をした場合には、学校の設置者と独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）との契約により、保護者に対して災害共済給付が行われている。本市における災害共済給付金が支払われるまでの流れは、保護者が学校に提出した書類が健康教育課を経由してセンターに支払請求され、センターで支払の決定がなされた後は、災害共済給付金が健康教育課に送金され、健康教育課が各学校の校長口座に振り込み、学校から保護者に支払が行われている。このような中、学校から災害共済給付金を保護者へ支払を行った際、次のように支給額を誤っていたものが見受けられた。 支給されていた額　　支給すべき額 10,900 円　　10,904 円　（東部中学校） 6,040 円　　6,048 円　（東町小学校） 現金の取扱については、特に慎重に行うことが必要であり、支払を行う際は、給付金の支給通知書と預金通帳の照合を行うなど正確な支給に努め、適正な事務の執行を行われたい。	
措置内容	措置日
・東町小学校、東部中学校とも保護者に支給額が過少であった旨を伝え、差額を保護者に支給した。	東町小：平成 30 年（2018 年）9 月 29 日 東部中：平成 30 年（2018 年）9 月 25 日
・校長・園長会において、給付金を払い出す際は必ず複数職員で金額のチェック、通帳のチェックを行うことなど、公金外現金の管理及び出納等の適正な事務処理について指導した。また、令和 2 年度（2020 年度）から、教育委員会から直接保護者へ災害共済給付金が振り込まれる『学校徴収金システム』へ移行予定。	平成 31 年（2019 年）4 月 24 日

指摘事項等	措置内容	措置日
［指摘事項１１］災害共済給付金の支払及び学校施設使用許可の手続等の不備について ○災害共済給付金の支払事務及び交通系ＩＣカードの管理において、次のような事項が見受けられた。 ・災害共済給付金が学校長口座に振り込まれる前に担当職員が現金を立て替えて保護者に支払い、後日立て替えた金額を学校長口座から払い出していた。 ・災害共済給付金を転校した児童の保護者の口座に振り込んだ際、振込手数料を担当職員が負担したうえ振込領収証を紛失していた。 ・災害共済給付金を支給した際保護者から徴取する領収書において、日付の記載のないものや実際の支給日と異なる日付が記載されているものがあった。 支出の方法として、立替払は法令上認められていないことから、立替えを行うことは適正ではない。また、公務における振込手数料を担当職員が負担することも適正ではない。さらに、領収書については支払を証明する証拠書類となるものであることから、その取扱いについては相応の注意が必要である。これらの多くは前年度の監査において指導をした事項であり、本年度も教育委員会事務局より報告されたような改善が十分に図られているとは言い難い状況である。このことからも、教職員課及び健康教育課は、小中学校における事務処理のさらなる適正化が図られるよう、指導を徹底されたい。	・「学校訪問」において、各月の支給対象者と支給額を示した支払通知書と領収書綴りを突合するなど適正に支給されているか確認を行っている。 ・事務取扱マニュアル「日本スポーツ振興センター災害共済給付金関係事務について」を作成し、養護教諭研修会において配布。その中で、適正な事務処理について指導した。 ・校長・園長会において、立替払いや振込手数料の職員負担は行わないこと、また、領収証の適正な取扱い、事務の複数職員でのチェックの徹底について指導した。 ・校長・園長会において、給付金を払い出す際は必ず複数職員で金額のチェック、通帳のチェックを行うことなど、公金外現金の管理及び出納等の適正な事務処理について指導した。また、令和２年度（2020 年度）から、教育委員会から直接保護者へ災害共済給付金が振り込まれる『学校徴収金システム』へ移行予定。	平成 30 年（2018 年）5 月 30 日 平成 30 年（2018 年）8 月 27 日 平成 31 年（2019 年）2 月 15 日 平成 31 年（2019 年）4 月 24 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局　　学務課

指摘事項等	措置内容	措置日
［指摘事項１３］雑費会計の預金口座の開設等について：富合中学校 学校では決済用の銀行口座を開設し、扶助費や切手代等の入出金の管理が行われているが、決済用口座に移行する前に発生した預金利息 36 円が同口座から引き出され、雑費会計という別の口座に移されていた。なお、この雑費会計口座は、金庫内に保管されていた内容不明の謝礼金を管理するために開設したものとのことだった。 決済用口座移行前に発生した預金利息は、公金として取り扱うべきであり、市の歳入として処理されたい。また、口座を開設する場合は慎重に判断を行い、雑費会計などの口座を安易に開設することがないよう注意されたい。さらに、不明な現金については内容を調査の上、適正に処理されたい。	公金を管理する決済用口座から雑費会計口座へ移行した預金利息 36 円については、公金として歳入処理を行うため、調定書を起票し、納付書で金融機関へ納付済。 また、目的が不明確な雑費会計口座は解約し、今後、口座を開設するときには、その目的を明確にした上で慎重に判断を行うこととした。	平成 31 年（2019 年）4 月 23 日

平成３０年度（2018 年度）　一般・特別会計定期監査（工事）結果に対する措置状況報告書

都市建設局　公共建築部　営繕課、設備課

指摘事項等	
＜契約変更に係る事務要領の改訂について＞ ・工事名　　熊本地震に伴う東部交流センター復旧工事（その２） ・工事期間　平成 30 年(2018 年)2 月 20 日から平成 30 年(2018 年)7 月 11 日まで 本工事は、熊本地震によって被災した東部交流センターの建物、屋外埋設配管及び外構などの復旧を行うための工事である。 本来、工事請負契約において工事内容の変更（追加工事等）を行う場合には、建設業法の規定に基づき、変更内容と新たな契約金額を定めた変更契約を締結しなければならない。 しかしながら、本工事においては契約後、屋外給水管の復旧工事という新たな工事項目を追加していたにもかかわらず、これを含めた増減の合計額が僅少と判断したことから、受注者との協議を行い協議記録（数量増減表等）の作成を行うことで、契約変更は行わず工事を完了した。 これは、屋外給水管などの設備工事に関して具体的事務要領を定めていたものの、その内容の一部が建設業法の規定と異なり、変更項目ごとの金額や増減額の合計など主に金額のみに着目したもので、これらが僅少の場合については契約変更を行わず、協議記録の作成のみで工事内容の変更を行うこととしており、これにしたがって処理したことによるものであった。 請負金額と工事内容とを明記した契約書と設計図書本来の目的と役割に照らし、工事途中において工事内容の変更が生じた場合には、たとえ契約金額の変更の必要が認められない場合にあっても、契約上の争いを回避し、手戻りのない計画的な工事を行うため、契約変更を行うべきであった。 ついては、工事内容の変更に係る既存の事務要領に関し、契約変更の要否を判断するための基準など、建設業法の関係規定の趣旨に沿った内容に改めることで一層の事務改善を図られたい。	
措置内容	措置日
工事内容の変更に係る、契約変更の要否を判断するための基準として設計変更ガイドラインを策定した。今後、関係課からの意見を踏まえながら内容の更なる充実と周知を図っていく。	令和元年（2019 年）9 月 2 日

平成２７年度(2015 年度)　公営企業定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

病院局　　財務課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜根拠規定等の記載漏れについて＞ ①実施伺いや契約締結伺いに記載すべき長期継続契約である旨、単価契約である場合の執行予定額、見積書を１通とする場合の根拠規定及び具体的理由など必須項目の記載漏れが散見された。	実施伺いや契約締結伺いを起案する際には、契約政策課が作成した契約事務チェックリスト等を添付するなど誤りがないか確認するよう周知徹底を図った。	平成 31 年（2019 年）3 月 31 日
＜書類の内容不備等について＞ ②支払事務において、見積書、納品書、完了届などの内容不備が散見され、検査調書等における確認印漏れや異なる案件の検査調書が支払い書類に添付されているものも見受けられた。	完了届、納品書等に誤りがあるときは請求書の受領をしないこととし、再発防止のため事業者に修正を願うことを徹底した。 また、担当者に対しても、見積書、納品書、完了届に不備がないか今一度確認し、不備があった場合は、事業者に修正を依頼するよう周知徹底を図った。	平成 31 年（2019 年）3 月 31 日

＜支払審査時の書類の修正について＞ 支払における支出命令書等の財務書類の審査において、見積書、納品書（又は完了届）及び請求書並びに病院局で作成された検査調書等の不備を指摘していたにも関わらず、それが修正されないまま支払われているものが見受けられた。	見積書、納品書（又は完了届）及び請求書並びに検査調書等について不備があった場合は、その度ごとに担当者に対して修正指示を行い、修正完了後に支払いを行うことを徹底した。	平成 31 年（2019 年）3 月 31 日

平成 30 年度(2018 年度)　公営企業会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

上下水道局　総務課

指摘事項等	
平成 29 年度、30 年度において、平田ポンプ場の土地 926 ㎡を災害復旧工事に係る工事作業員用の駐車場として行政財産の目的外使用許可をし、使用料を徴収している。 使用料の算定に当たっては、熊本市上下水道局行政財産使用規程第 5 条第 2 項によれば、「(1)使用期間が 1 年に満たないものについては、月割りにより計算する。(2)使用期間に、1 月未満の端数があるときは、その端数については日割りにより計算する」ことになっているが、次のような算定誤りが見られた。 ①平成 29 年度分　使用期間が平成 29 年 10 月 5 日～平成 30 年 3 月 31 日であり、使用料の算定にあたり 178 日として計算し 1,019,513 円としていたが、正しくは 5 月と 27 日として計算しなければならなかった。 正しくは 1,022,804 円となり、3,291 円徴収不足となっている。 ②平成 30 年度分　使用期間が平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日であり、使用料の算定にあたり 61 日として計算し 349,383 円としていたが、正しくは 2 月として計算しなければならなかった。 正しくは 348,428 円となり、955 円過徴収となっている。 使用料の徴収に当たっては、規程に則り正しく算定されたい。 また、過不足分については、使用者に丁寧な説明を行い、適切に処理されたい。	
措置内容	措置日
①該当年度の使用料を再算定後、相手方へ事情を説明し、追加徴収に係る納付書と過徴収の還付に係る請求書を、説明文書とともに発送した。	①平成 30 年(2018 年)10 月 10 日
②平成 29 年度(2017 年度)の追徴収不足分の行政財産使用料（3,291 円）が納付された。	②平成 30 年(2018 年)10 月 15 日
③平成 30 年度(2018 年度)の過徴収分の行政財産使用料（955 円）の還付処理が完了した。	③平成 30 年(2018 年)10 月 19 日
④行政財産使用料算定シートを作成し、再発防止に努める。	④平成 30 年(2018 年) 10 月 19 日

平成 30 年度(2018 年度)　公営企業会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

上下水道局　経営企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜助成金に係る管理費の使途について＞ 経営企画課において、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社に対し、平成29年度下水道事業に関する知識の普及啓発事業助成金が交付されている。 これについて次のような事例が見られた。 補助金交付申請書及び実績報告書に添付されている公益財団法人上下水道サービス公社の予算書、決算書において、支出項目の人件費、事務費、事業費についてはその内訳が細かく記載されており、必要な領収書も添付されていた。しかしながら管理費については金額のみで、その算出基礎及び具体的な使途は明らかになっていない。 また、給排水設備課、水相談課の水道事業、下水道事業においても、同様の助成金が公益財団法人熊本市上下水道サービス公社に対し交付されているが、管理費については、「法人運営経費」と記載のあるものもあったが、すべてにおいて具体的な使途は記載されていなかった。 熊本市上下水道局補助金等交付規程第５条による交付の決定及び同第 11 条による補助金等の額の確定に当たっては、その算出基礎を明らかにするなど、申請書や実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により適切に行われたい。	平成30年度(2018年度)の下水道事業に関する知識の普及啓発事業助成金において、管理費について相手方から提出される決算書に内訳の記載を指示し、審査のうえ、交付確定した。 また平成31年度(2019年度)以降については、交付申請に伴う予算書において、管理費の使途を記載するよう指示した。	平成 31 年(2019 年)3 月 31 日

平成 30 年度(2018 年度)　公営企業会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

上下水道局　給排水設備課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜助成金に係る管理費の使途について＞ 　経営企画課において、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社に対し、平成 29 年度下水道事業に関する知識の普及啓発事業助成金が交付されている。 これについて次のような事例が見られた。 補助金交付申請書及び実績報告書に添付されている公益財団法人上下水道サービス公社の予算書、決算書において、支出項目の人件費、事務費、事業費についてはその内訳が細かく記載されており、必要な領収書も添付されていた。しかしながら管理費については金額のみで、その算出基礎及び具体的な使途は明らかになっていない。 また、給排水設備課、水相談課の水道事業、下水道事業においても、同様の助成金が公益財団法人熊本市上下水道サービス公社に対し交付されているが、管理費については、「法人運営経費」と記載のあるものもあったが、すべてにおいて具体的な使途は記載されていなかった。	平成 30 年度(2018 年度)給水装置診断事業(小規模貯水槽水道診断業務)、下水道の接続に関する啓発事業及び排水設備維持管理サポート事業における管理費について、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社からの決算書に、管理費の内訳の記載及び領収書等の提出を指示し、内容を審査のうえ、交付確定を行った。 　また、平成 31 年度（2019 年度）以降についても、予算書に管理費の使途を記載するよう指示した。	平成 31 年(2019 年)3 月 31 日

熊本市上下水道局補助金等交付規程第５条による交付の決定及び同第 11 条による補助金等の額の確定に当たっては、その算出基礎を明らかにするなど、申請書や実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により適切に行われたい。		

平成 30 年度(2018 年度)　公営企業会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

上下水道局　　水相談課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜助成金に係る管理費の使途について＞ 経営企画課において、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社に対し、平成 29 年度下水道事業に関する知識の普及啓発事業助成金が交付されている。 これについて次のような事例が見られた。 補助金交付申請書及び実績報告書に添付されている公益財団法人上下水道サービス公社の予算書、決算書において、支出項目の人件費、事務費、事業費についてはその内訳が細かく記載されており、必要な領収書も添付されていた。しかしながら管理費については金額のみで、その算出基礎及び具体的な使途は明らかになっていない。 また、給排水設備課、水相談課の水道事業、下水道事業においても、同様の助成金が公益財団法人熊本市上下水道サービス公社に対し交付されているが、管理費については、「法人運営経費」と記載のあるものもあったが、すべてにおいて具体的な使途は記載されていなかった。 熊本市上下水道局補助金等交付規程第５条による交付の決定及び同第 11 条による補助金等の額の確定に当たっては、その算出基礎を明らかにするなど、申請書や実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により適切に行われたい。	平成 30 年度(2018 年度)給水装置診断事業及び城南地域水道利用に関する啓発事業における管理費について、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社からの決算書に、管理費の内訳の記載及び領収書等の提出を指示し、内容を審査のうえ、交付確定を行った。 また、平成 31 年度(2019 年度)以降の予算についても、予算書に管理費の使途を記載するよう指示した。	平成 31 年(2019 年)3 月 31 日

平成３０年度（2018 年度）　財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

農水局　農政部　農業支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜領収書の不備について＞ ・熊本市農業後継者クラブ 事業実績報告の証拠書類となる領収書において、宛名の記載がないものが散見された。 宛名の記載がない領収書では、補助団体が支出したのかが不明確であり、証拠書類としての信ぴょう性に欠けることになることから、領収書を発行してもらう際には、必ず団体名が宛名に記載されるようにされたい。 また、所管課においては、熊本市補助金等交付規則第 8 条に「補助事業等を行う者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない。」とあることから、補助団体へ適切な指導を行われたい。	平成 30 年（2018 年）11 月 14 日にクラブ役員と担当課との協議を行い、領収書については適切に取扱うこと及び宛名の記載がない等の不備がある領収書については補助対象外とする旨、クラブ役員を通じ会員全てに対し周知徹底を行った。	平成 30 年（2018 年）11 月 14 日

平成３０年度（2018 年度）　財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

消防局　警防部　警防課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜領収書の不備について＞ ・熊本市消防協会 事業実績報告の証拠書類となる領収書において、宛名の記載がないものが散見された。 宛名の記載がない領収書では、補助団体が支出したのかが不明確であり、証拠書類としての信ぴょう性に欠けることになることから、領収書を発行してもらう際には、必ず団体名が宛名に記載されるようにされたい。 また、所管課においては、熊本市補助金等交付規則第 8 条に「補助事業等を行う者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない。」とあることから、補助団体へ適切な指導を行われたい。	協会職員に対し、補助金の意義、領収書の必要性、記載内容について、再度指導を行うとともに、協会内で年度の事業実施中も定期的に書類の検査を行うよう併せて指導した。 また、再発防止のために補助金担当者や決裁職員は事業報告時にチェックリストを作成し、責任をもって確認するように見直した。	平成 30 年（2018 年）12 月 20 日

平成３０年度（2018 年度）　財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

市民局　市民生活部　生涯学習課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜領収書の不備について＞ ・熊本市地域婦人会連絡協議会 事業実績報告の証拠書類となる領収書において、宛名の記載がないものが散見された。 宛名の記載がない領収書では、補助団体が支出したのかが不明確であり、証拠書類としての信ぴょう性に欠けることになることから、領収書を発行してもらう際には、必ず団体名が宛名に記載されるようにされたい。 また、所管課においては、熊本市補助金等交付規則第 8 条に「補助事業等を行う者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない。」とあることから、補助団体へ適切な指導を行われたい。	当該団体に対して、領収書の宛名記載の徹底について指導を行った。 また、平成 30 年度（2018 年度）補助金交付確定時に領収書が適正であることを確認した。	平成 31 年（2019 年）1 月 17 日

平成３０年度（2018 年度）　財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

農水局　農政部　農業支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜補助金の不適切な使途について＞ ・熊本市農業後継者クラブ 　事業実績報告に係る収支状況を確認したところ、飲酒を伴う飲食費が補助対象経費に含まれていた。 　補助金の財源が税金であることを考えると、飲酒を伴う飲食費を補助対象経費として認めることは、市民の理解を得がたい。 　このことから、飲酒を伴う飲食費を補助対象経費として認めることの是非について検討されたい。	内部で検討を行った結果、クラブ員の飲酒を伴う飲食費については全て補助対象外とするとともに、補助対象事業を明記した資料を修正し、平成 30 年（2018 年）11 月 14 日、クラブ役員を通して会員全てに対し周知徹底するよう提示した。	平成 30 年（2018 年）11 月 14 日

平成３０年度（2018 年度）　財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

消防局　警防部　警防課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜補助金の交付確定事務の不備について＞ ・熊本市消防協会 平成28年度熊本市消防協会補助金において、実績報告の金額が概算交付額を下回っていたにもかかわらず、補助団体から返還させることなく、交付決定額により交付確定通知が行われていた。 補助金の交付確定事務については、実績報告に係る決算書等関係書類を慎重に審査し、適正な事務処理を行われたい。 なお、過剰となった補助金交付額については団体に対し返還を求められたい。	課内において、補助金・交付金事務について再確認するとともに、今回指導を受けた不備の要因を検証、事務の流れ、注意点について決裁に関わる職員全員で確認した。 また、事務フロー図等を作成、簿冊へ編纂し、事務を行う場合は、必ず確認するなど事務処理ミス防止の体制を整備した。 なお、過剰金212,274円については、平成30年（2018年）12月28日に当該協会からの返済が完了した。	平成30年（2018年）12月28日

平成３０年度（2018 年度）　財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局　　健康教育課

指摘事項等	措置内容	措置日
［指摘事項］旅費の過大支給について ・熊本市学校保健会 当該団体には旅費に関する規定がなく、運用上は市の職員等の旅費支給に関する条例を準用しているが、食事代相当額の加算誤りにより、5 名分の旅費について合計 12,100 円過大支給となっていた。 過大支給の原因は、旅費事務の手引において、宿泊料又はパック利用料と食事代相当額との合算額の上限が、宿泊料定額又はパック利用上限額とされていることの認識が不足していたためであるが、市のルールを準用する以上、関係例規及び上記手引きを十分に理解し、正確な事務を行われたい。 なお、過大支給額については、旅行者から返還を受けられたい。	・過大支給額 12,100 円について、旅行者から熊本市学校保健会へ返還した。 ・旅行内訳書を複数人で確認できるようチェックリストを作成した。 ・熊本市学校保健会が旅費を支給している案件 6 件のうち 4 件について、平成 31 年度（2019 年度）より、日本学校保健会から直接旅行者に旅費の支給が行われることとなった。	平成 30 年(2018 年)11 月 27 日 平成 31 年(2019 年)1 月 15 日 平成 31 年(2019 年)4 月 1 日

平成１４年度（2002 年度）　行政監査結果に対する措置状況報告書

財政局　財務部　資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
＜減免の基準について＞ 行政財産使用条例第７条の「公益上その他特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。」という規定に基づき多くの団体等の使用料が減免されている。 減免理由は多岐にわたっており、「非営利団体で公益を目的に業務をしているため。」「職員厚生のため。」「営業日数時間等に制約があるため。」「社会福祉法人職員の福利厚生に資するため。」等となっている。 熊本市行政財産使用条例第７条は、「公益上その他特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。」とされている。「公益上その他特に必要と認めるとき」とは、条例が市長に減免事項の決定を委任しているものであり、市長が必要と認めなければならない。 同一理由であるにもかかわらず減額率に差があったり、同一団体でも減免に差がみられたり、客観的にみて減免はできないだろうと思われる事項を、減免している例が多数見られた。これは、減免に関する基準がないからであると思われ、「公益上その他特に必要と認めるとき」とはどういう場合をいうのか、事務の効率性、公平性の点からも基準を定められたい。	行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に伴う使用料等に関する減免基準を、平成 30 年度（2018 年度）中に策定した。	平成 31 年（2019 年）3 月 28 日